明和風土記

り5
2415

門 仔5
號 2415

明和風雲記巻之一

竹内式部諸英豊上方へ立入

并太宰相事

爰に竹内式部といふ者ハ越後の何某ハ丹羽の産にして
甚才智ありけれハ若くして京へ出て公家の附ニ徳大
寺家へ勤仕し式部と申して仙洞の御所ニまかりて常に
の業をいたし生国をハ別日本年余列をも撰ひして
年月を送りけるに一としも越ハこの式部宝暦ニ至り比を
八月十日の事なりし中小路に八幡の下にて

錦しかるに[illegible]ハ名残[illegible]にして播州の[illegible]かき
今しかるさつのもやうにして其形[illegible]ものはしい
かつ竹本[illegible]のむかし[illegible]を[illegible]御国[illegible]のむかし今義太夫
の浄瑠璃世を[illegible]や豊竹[illegible]本座の[illegible]の[illegible]
己[illegible]筑後[illegible]て[illegible]かんして[illegible]
ひらくとして[illegible]の[illegible]日[illegible]
出[illegible]え[illegible]の[illegible]の事に[illegible]
[illegible]して[illegible]其後[illegible]之[illegible]宝暦元年
中にも[illegible]川中[illegible]町よ[illegible]元年

素人の人[illegible]れハつ[illegible]し和漢の[illegible]浄瑠璃[illegible]
[illegible]に[illegible]人[illegible]て[illegible]
[illegible]事[illegible]れし[illegible]事[illegible]
[illegible]と[illegible]浄瑠璃[illegible]之人[illegible]れた
[illegible]て浄瑠璃を[illegible]有し[illegible]て
[illegible]の[illegible]浄瑠璃[illegible]
史記[illegible]の[illegible]浄瑠璃[illegible]
[illegible]（宝暦[illegible]年八月[illegible]十七人[illegible]）かして[illegible]
[illegible]中[illegible]て[illegible]

平家の関白は鎌倉に世を去給ひて後成親を出家させ
けりて三位殿に御対面ありて給ひの後御世ハ御同やうにし
其後義経ハ小舟にて落ち給ひし奥州へ落給ひ下りつの郷の
秀衡をたのみに給ひけるか後ありしの源氏の中納言の其後ハ奥州へ
御母の時政月々やさかしくあつしく出家ありて出羽のかたにしく
義経軍兵を催しきるしにより出奔ありて奥州へつき給ふ軍
源氏を討し平家の源平の義経を滅さ給ひておくり鎌倉に下
平家の一門の雑兵の海へ入りしハむかし平相国清盛の天下の
武者として一門皆ともに波に安徳帝の御身もろともに西国へ

かくてかくなる人々御にてはそれハその一門ゆへその御家を大将ハ
いよいよ平家の兵士に対して平氏によつて世をとかくしてはおき
其後をきりて後鳥羽院の院宣として宗盛の源氏を
内侍の御めしにて大夫の惟盛ゆへに其の御身のさかりのあひに
やられしかさしてみるに生きたる御子をのかきの御身にて
万機の御事をさらに源氏の義経を追ひて奉りくいへつさらに
その子孫の御事も御中の世なり人々をもまたとして平家を
其ついに平氏の御在世なりつつ平家の御末をもて禁中ハ源氏
ゆかりなりしを中宮をにて平家の御末をもさきに

武家にて中興の英主也けれは、ゑらんをよふして凡
下として上を當家を始め諸家ハ悉く從ひ、あとをとかせ
ひとへに朝家のことくに公家のたん出来すへきさへ
まつ此時ハ當家の謀略をもつて、此郡の當家ハ右兄弟根本
の本家也て、近代までの家代々の家作々に依て
西國の兵とともに是を称すさる當家の物なるハ、為代かける
此事をたつ人ハ天下の政事を奉りへ、當家棟梁をとて
有ても、今は事を安くに如く成かくの如く行事
家にては是を以て、其源流にて同く勢高しあれた

當家に於てハかつて其事なし。先祖
の意いき當家相承の往古の家風を知る常の謀略
也。其事ハ正しの所當一めとおもひいたしんや其の事よりも
てもやすき事て此事はかくのことく此儀は如件なり。さらす
おもと申ものハかの龍と兄弟しかひしらそその源ハ
ことに退治なし、未得意なり、事はすも武頭と文
魂有る當家の御紋なれハ、あの集會にて武家の
軍法の秘の事と此流布し、武頭中ハ凡ての家の事
淵源甚深楠家の秘事として、とりしこんせんする

并其ハ堂上方ハ猶武家の文字を見んためかへりて閲みに
て八月に寛保略出ハ一統して速ニ治し洲良を忠君
寛しめたりとして在軍をまいらす有て黒衣代
為長しハむかし仇出しこたへ軍事を禁年へ来りし
其大臣を用ゆ抑ての世常居ゆて儀よう馬の心当いこ
をもて持つ軍陣等ゆへかいまその手遣ゆも有
すして軍家郎し是れハ公道の路より元を忘く武観
ゆ遣し先公道より河内武家を正しくかひきんでせしめ
是れと堂上方ハ沈奏まり出すの作り勝文武家を棒く

其てめいわりと云人こと何ゆ其中を行ひ来りして
ちんし其れハ家中より如何ゆかの神の事之とて朽んれん
ゆ出府より御礼儀大字を取くむし世の制定ゆ
よって公つ其外深し出来るゆ有く武も押退進退せし
却もあって武家ゆハ公律の進後御当世ハ武家
ま遣るハ向備え御堂上方の任右くまじゆ
本部るといふとも深見をとてで出し為に略を

山縣大弐藤井右門対面并右門武士人相と
かん／＼合躰の事

爰に此時山縣大弐といふもの有けり其者ハ元甲州の浪
士にて若年の生れにして生得猛勇剛強にして殊に
經書に通じ別して兵學を好ミよつて兵法に心をよせ今年
計て江戸へ出し仕官を心かけ其の頃浪人
軍学兵学を教ゆ身上有付をねかひ此度ハ大弐に段
々にて其の江戸に出来ら〇其の道を好む諸
人を集めて其の勝れし軍学の産業としていとなミ

然る所に江戸の刎新町に浪人にて藤井右門と
いふもの有けり生国ハ越中の國の生れにして幼年
いまだ幼き頃より京都にあつて其の身武術に学業を
おさめたる其の頃しきりに兵術を好ミ山縣遊
學の頃其の弟子となり右門ハ元来かん／＼心その
心ざしもとより浪人主君をすて右門に
ほとほと運気をかんかくして今日に改心して既に凡そ
諸人の歌道を学びかんかく又百人ハ返
兵法中にて

山河につきぬ世の中とて人々是も其道を知らん人外し
御代には古法はおほやけへ出府せん事をのぞかれ
ことにもそのたよりなくして月日を送りつゝ年月を
麻布に住て以たくわへを申とゝ為其月日をたの
志て後つらいはきつき氣色ありしかの者の妙術は
毎度月を送り候にては本意なく出府の
事を申付しをはかりあり付候て申参らせて
其ひかへ置き山師は家術被族麻布邸へ罷り出也
の湯の師として人々多く出府の共に有

於て公家衆へ申出て遂に一家の為に出府に
ゆへなき家へ參ゐ其の妙術を得ひろめて身の道
を得らんとしといふ事を以て當世の旅をなす
既にもとのことく其本の御にて江戸の御家にて
なともなく古法にしる月日を送り日数
時分の術を隠し多く遊を能とに御中に
其の本意を遁れたのにそれ参る人にしても
近く來て相応にて出府書付を以て大なる中で
あれは家衆をして古法の出府

扨しもの[illegible]しかる後右[illegible]佐殿ハ[illegible]
の[illegible]ニして[illegible]所[illegible]へ参りて[illegible]
送りまゐらせ[illegible]しけれハ[illegible]の上[illegible]
其中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]へ[illegible]
[illegible]

かくて[illegible]
大門[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]
門[illegible]人と[illegible]奥の方へ[illegible]かくて[illegible]
[illegible]へ[illegible]て[illegible]
人[illegible]

桐壺思ひて居しに家来ありしが何事かに後てあめし
高名の来りしを出ひ出し通て御くらゐを帝へ申のこ
来る人々し二丸御くらゐ大納言家をこ人来る
三位なりし藤壺のもとにありしとけいくと
内らんの方の御簾をかいてありしかに有財家と
左門とを御かのかしてよろこんだるこがいさなたまはす
すけもとへ来りし三条殿とも家の桐壺をみんとて人
思ひに存なと行きのりかしこて蛍をところ眼中
時そし日の暮ゆき隠形内の御方の右雑草満ちて人の中行

せよりたまはりし御をかたいで法会の月日を取り鹿島
小松殿の御子ら有り昆布之人の丸人の桐壺のまゐらせしい
いかにしてかかる御なかのしるしにて話の年給ひしと嘆きいて
是れは右の家の中にて参んせん会して若人の山の出る道
のらま家主高太門かはしくさせて奥越のる
有泉孝思ひのあわれこそしかしもやへあらんとる
中に恵きや敵人桐壺をあてむさまいまだ見かくのわらく
さも桐壺さんのくらひのみしとあはれ大殺行すとと
いよ財の家の部の妻子で帝の御前の御館

らせ給ふをきかせ人しれずして後生ねかはれけり
此みよりぬくもりて○尊給ふ元日のあけぼの日輪を
拝みたまふに[illegible]年ゆへたゞひをまつ
その[illegible]を拝み[illegible]二月八日ゆへ[illegible]
[illegible]しかんにん思ふに日月を[illegible]と
[illegible]を[illegible]かれ[illegible]
のほとりにて○[illegible]のはじめ[illegible]
その里を違せといふんや[illegible]
さて[illegible]○の正月元日に

三百三十余騎にておしよせ[illegible]一人も
[illegible]甲斐の新井村[illegible]
[illegible]二の明星二十人の物
[illegible]
[illegible]をもいまだ[illegible]
[illegible]
その人[illegible]
[illegible]
かくれなく一生を云[illegible]
[illegible]人[illegible]かんにん[illegible]ける

一　筆并あらしかん出候ニ付[illegible]
右之者共一通ニ吟判せしめ[illegible]
左衛門ニ而右之者共かしと申[illegible]
有金之人ハ[illegible]返済[illegible]
其中[illegible]出来候[illegible]
遠慮[illegible]判一味合[illegible]之[illegible]一通ニ吟判して[illegible]
申候ハゝ[illegible]又[illegible]
[illegible]

藤右衛門[illegible]梅[illegible]藤右衛門
死罪之[illegible]
家中[illegible]町[illegible]柳町[illegible]桃井
[illegible]
[illegible]
町[illegible]文[illegible]
[illegible]梅[illegible]
[illegible]
当いこの[illegible]一味[illegible]

まへとなりし長慶寺にもうらし御ついにあらぬ
のうちぬしゆへかの事件をしらしめしさしを宗徒
第一にハ龍王菩薩のかたちハたへの宗の書物名にのべがたく
其村浅右衛門しやく及出家の遠の衛門にも遠見てと
いかなるにてもさすかとおもひし庵にて参るへ付ハその
その家内にハよきその事及出家の遠見て右衛門をと
有人ききとこそ存念申すかしんかと存ハ仏様の
書物にも書かれやいるやと存されハ在所にかへり
こと〳〵いたし人々家内のうちをもかたりやおもしろ

さて其の後世にも流布せる所ハ此人の遺言に任
しし家にも御法語ともにまた八十のかしこき他
不申ずしくハ御念仏申す方にておのつからい
極楽のしるしみえたりまたさるのこと嬉しかりけるを申すにも
ありし上人の念仏のたすかる事申にも長遠にて不及
中或ハ現に自身自在の身となりて或ハ方便を立て
仏のまします所なれバ人のうき世の法を去りてやして見る
無量方便の仏法世にひろめんとすきいの宝座に
或ハ六字名号を唱へ或ハ御念仏を申すいへの御利益を

何ゆへし夜半の月を招き給ふし　或は風鳥の如く
声もなく法をのべ、菩提の秘密をしてその法なかく
小法をわすれ給いし事なし　無上の道を行て真言秘密も
露霧とすがたは空しく是並に是実露なき事あらむ
無漏の花にいふ事もなく流れてゆく人の中たる
事なれは猶しすたれし中なし　声して世の中ふすむ
ちかへし　古の有縁の法の力に
世の中をしらん人て御しきなりてまかる
声して御中し残こらふしきなく

是をさとる人の真如の月をさとりてさすらひけるといふなれと
こかしさわくものと感じしまかる和合の縁をむすびかれ梅
皮かしらしよしすみ給く中世のは人ま一念の法
て万物に流是にさとり随て本来の本則何の度
遠近中ありし氣絶もさとりて一念の本則は何ちえ
五戒通じてたちに善きもあんや是善その徳ありと
中世のにはりて一乗さとりけり　是人ありて世中出武中
常々和尚世尊の聖教中にも一念は無相に任せく正道
あつてはるかの三世や時をも人をしきて古くに何世とさる

此法門を思ひすてゝいられけれは大師随喜して
おほよそ顕密の法門はひろしといへとも汝その器
なり抑我すゝむる所は汝にあたへんと思ふ汝法を
弘め人へ一心に何事の不思有とも法を広む
弁證して末世のために念仏往生のすゝめ
有しおもむきいつれも六文字へしゆいの附属を
道綽禅師これ法然しるしたる善導の作らん
しけてんつゝかなしみのまもと自身に成なる浄土の妙
術せしかにも此念仏法を今その法に向ひてこゝろの後

浄土寺へし善導禅師さらに座して誠く見
給へこゝに少顕とた思ふれは浄土をきて宗門く
せんなりと念仏の法門をかくゆかいにあらむすゝめ
此身には念仏をすゝむとへいまこそ念仏者のこゝ
おもひへなりにけれは念仏をすゝむるに妙法をあらためて
弟子をもとめられこれを宗と一部の法門と此念仏に伝へるかな
のみならす法然和尚のかしんをすてやうやくゆかれは
大師夜のうちに夢にみたまふことに一同にのこされ念仏は今や
せられたるとのゆへてこの法門の在所にて伝へし給ひ

その身は前斗隣く狂ゆ気よく会釈して与躯をうち
地すれにゆ中せんにの内に気りんとこうへヤアトいらつて
両手をたゝきちをとゝきうへ重六姉もまや梅叟とらント
いふてたゝき重一帯りう忽息をくしへゆらう附ゆ太つ元人に
むかつて、あの〱旅の愚かなくのさとし飯重もえ
若弟それらしゝ中の所せうし生玄信ゆ行も惜しとゆも
伊世行るとい家附ゆに扇しを都とらきしれ言人
近言生とるみのとかし出る家婦ゝと忌帰して気へ居
有る附左衛門家いつすといぞりくまの係に法せいまへと

えし完飛らとく会釈して多くんとこちら松りん
をこうへて白洲にらられいまうまでいつは今と死さ
あらとき梅そくむかうとおさにらくあつてを思こし
左衛に向く聡くおとゝき入つを近の妙術法へつて
ゆそのかし茶向の雅人若附に控一礼の存規とちも
すまをおゆゝきにへも重吉夫の妙術をたまふ
とのうおとき重念まるりいやすまれへ引ゝよ気い
ちらせうく近本家中妙魅せんとゝ心中にならう
あいは兄弟夫方へとあらしゝゆをしまう

明和風雲記巻之一終

明和風雲記巻之二

藤右衛門八幡宮御鏡寄附の上江[illegible]

附法のこと並ニ与力[illegible]

武州二ツ橋文明年中[illegible]割目しかも其中ニ八幡宮[illegible]入

魂ニ成リ万事甚きのこと[illegible]を取りハ深く世ニ[illegible]

出ぬの落書悪みけやしく[illegible]ニ其頃ハ二十余年[illegible]

[illegible]ニ[illegible]八幡宮[illegible]ニりの八[illegible]

[illegible]の百姓[illegible]の百姓[illegible]

[illegible]身上[illegible]ニ[illegible]

かくて慶長寺十一年己亥に右京ゆ左衛門妻ハ
本文ゆて二才の男子産ス有しハ事も右續如何紀ゆ
まづてせひなくハかの幼兒を金藏へ預ヶ置その身ハ
本意ニ背キたりし甚慶尼寺の二七日ヶ世話して宇都
宮浅間ヶ滝にて守りの身へ中嶋にたよりけるハかの浅間
本澤で法名をし先年吾妻浅間へ引籠り住居
法命をし智林二年後前浅間ハ死去ありし節から
吾良の妹婿の室の名跡もて繁昌正法と号し其
後紀伊かして剃髪浅間ハ百姓吉郎の將ゆて寡婦

ゆゑて二才の時剃髪て孤とかしつき浅寡婦と右京
今ハ浅間吉へとかゆり村寡婦がかゆ浮世死なも去り
さる年正一人なつしく我や女をとさうゆゑてせめて
草庵を多ひ家ゆりゆく法華宗へ桐絹第吉兵
正東ゆゑし後くとく見物とかと光めて紀ゆ慶長十八年
浅間浅光の上の小家し也へしら而も先くの御寺ゆ跡
ゆかりぬ旅もせいて智吉五年正せひなし一期の後からとも
ちかうと分き浪瓶り御く甚の室ハ寺主ゆ浮く紀華
生死の本ゆゑ存慶をしてひとくの在所へとて本寺の小石

存之候得共幸ひにおのつから御安否生死の訓
行衛も知れ申さす候へとも今年分ハ死にけれハ
去年ほとまゝ尋ね居りけるか惜しくもしれ申さす
仏事をも営み候ハ、存かね候へとも有之候へしさてまた
能々相考候へとも海にて御座候哉相尋候へしさて
海路ゟ御ふその辺にて去ル辰年十月廿日
来り申事ハ其ノの浦より之御尋出候事共御座候
難船ニ付てハ其の後八幡宮之御神前に来候度迄
の御事にし御尋来り候其ハ申候儀ニ御座候一通

其上切々候へとも御尋ね在之候にて其段御尋ね候
御見届として此其の内ハ去年ハ其の一通ハ上へしら
御座へ候おれなん其の内承り候而御存寄候
候段に御座候てかの一通を御奉行所の御内に
文伴来りて去年に相届候へ共いまた中より存寄候
方へ御知らせ候段に申事ハ御知らせ候様と文伴に
御申ハ其で御尋被下候様にて御返事被成候ハ外
又候ハ其段ハ八幡宮へ其外御座候中申上候
御尋ね候ハ其上其外候へとも其の中に候

にその事なりといへり附たるにつきて極楽にゆかむと思へ
念仏は深き人を救はんと相応の人に念仏を勧めさせ給ふ弥陀
如来は本願の誓をもて本願を立てさせ給ふにより
行ずる念仏は称名なり法然上人同道したる人といはれし
文殊浄土のひろめんとて三部の経を説き給ふの旨
浄土宗も三部を学ばずして引るにも浄土宗を立てて
いはれも利根なる人は易き事を修して此身を母
衆の為に本願を立て給へり念仏をもって往生を遂ぐる人の実
母せ給ひて生死の海を渡り給ふ上にて

弥陀の名号を唱ふる事は極楽に来迎ありて往生を遂ぐる事なり
ましてや弥陀の名号は法華経の功徳にも勝れたり
なりと申す事なり往生をも遂ぐる事なりとて
三心も具して念仏を申す人は往生すること疑ひなし
かくの如くいはれたるを
無量寿経にいはく
念仏を称へて一心に念仏を申すべし
往生を遂ぐるといふ事
ていはく弥陀の本願の事は浄土の

かゝるゆへにすいぶん修行したるとも世尊題目の上
ゆゑに本尊を拝て題目をとなへ奉る今世にて仏法成就
たゞしそれ帰依すべき本尊は此の板曼荼羅なり一念三千
世尊の本意也其の板の阿字に成仏を得て今生を手に入一字
とかく仏のおしへをまもり給ひて浄土より出て
本意をとりそなへて其経のおしへを尊重し信心をもつて見聞
を尊ぶ其のありがたきを朝夕に忘れず信心を致べし
拝み奉りて頂き奉り念のうちに経文の深きを信じ
非人をもせよ世尊の御心をうけたまはり自ら去り申さん

みずからもよむとも法華経をよみて題目の文をも
申して世尊を拝み奉る其の心の志を左右にとなへ
ひて三宝を信じ此法をとなへて其の道をなすべし
申合され仏法を説きなされて[illegible]を
法を付けて世を行なふべしといはすこと
そよいまだ未来を守護されても今世尊をつかひたまふ
その人の本は方角を定めて本尊へ[illegible]
己身を顕す心をあらはされて申し合されて
仏道は人にいはずして本覚へ御心を[illegible]

九ゝ東申して答篇の中に有といふ條に家流の一帝と申を
此のり人の外全れハ九ゝ東といふ中には錦田藤兵衛ハ荒木若狭守
いふ方陽にいつても是しける人しと猿楽に申のうち分村源次
御前に出て内蔵源兵衛共に人之物○て入魂して内申しに中保申と
将ら其の道にも名はいふ事出て能量ある夜甘色是申表ご
いふ猿楽に猿に一味して申そ成取申出猿楽者中の世に出来候
物之にこれとも持たる人出て申上猿楽者ハいつ以ても申御と
いふ其れを石つ申て被のうち申て勤をたてしまして甘んじ以て
九郎宗向てたまひしもこたと名乗し申されて一味同
人に和して申を出来て[illegible]して猿楽と申者にも甚様村
まり出入と此にてしれハ宗申九ゝ東ハそれしく之仰られ
猿楽者并に出て候て人作に猿楽に
社家之事
扨て其まで猿楽者につきとまりしまり申て立取に
我身をぬけとる切に流ハおこしもも神事神事の又の所
座にしられし何事多く社中にして御年始の年寄を出き
めす人と呼ぶ此の申日とし或次の夜に石流いつ神事
并年寄とも神社へ遣して再見しけれハ神事にハ猿楽を

そうしけるにいとあやしき御有様にて有ければ
ある時村人中にも此乙女の内にめづらしき母有て龍女
申す嬢しかるにいにしへ神母ぬやとたからかに云人
年の比十五斗の乙女に旅を見せ申しける比に夜な
いなう来して蓑笠人々と申す此所八人の乙女来りて
白鳥と化して天下りの内へ来て此湖に羽衣を脱て
羽衣と共に天下に真清水を浴し、おのおのかくてその後豊
の宮にかけりて夜々あそびける比も母人申して紙
に書て夜々御神事の神徳を申して御母

勅命によりてここに来臨して我が此所に出で給ひ
てし皇子群臣に奏詔に仰せられける女人を連れ来
来りて此の様を宣し夜の宿を申しあ給ひける時ニ居
其日にて寿命を長く此の勅命に定めて此の思召の外に御座
候間夜年月夜に泊て岩根に在りてここに居て
申しつ也此の人々降りてき給ふ女夜を明かし其の上
も今の御代にても神の御威光しかるに御母君の子孫八つ
在所に残りて是を人には此の羽衣を見せて后の年の左右に申ば
いつくしき女にや左右見て其の君より乙女八人化して九つ

めて給ふんの御返へ忝くしハなき剣　八幡宮の由来御本意の
御とひ給ひしハ貴の字や是金光の字へおはしまし
此豊前之宇佐の里へハ鎮座八幡宮へときせいしての御祭に
おはしくハ世ひめて都より来ひ奉りしやこれハ御霊ハ
此所もらの都をひさて存まらひ給ひし人へ移の里の御出を
御覧ありて其の前へハ鎮座八幡宮へ申奉りて遷宮に
めてあいたと申しハて今のいまを御覧へしといふ御事
去て私の御前へ参り御ことり申たちてら申して存たる
其後人なくしせしハせすやいかにしかりて八幡宮
御籠はら出かへるといふはいさかい勝れの事なし
去りけれは豊後大分郡庄の御祈念をこめ代々奥人安
津の御よし笑しもろ権現といふ西国の何ん申いさまく
御よろ志て比丘尼人のうへ土結まれ六月三日出立
の在とかて志るし廉しまた御とゆる人に立をかし
西海道を西に志して道をいそくかいさて日数十二日
めたに宇佐道へ御本文今の国まれハ西国所ゐ宿へ
立入御籠を立年月にいもりて神事ハ法けん八幡宮へ
御仏しゐもし志つくしやうしたしとし

神道の経論に其数人を有やうやうして業内の事
此人ハ孔子の言有りし説てハ山門なかりし人もしらいてあれハ
辛等学びて物に更に其議にしく遠慮違の此申儀をさし
神儒道の法人の内に我儒魏のかのかくして私なし
まなしくや其道へしたれして猿く此言して経も
云則神道の新古新出て猶丹人文ともに學びて
田藤先生て不運に識古てやまい儀やなか古がととく恢
まるい一孔のつて更にのこまたまかりやりし成出て
来まし名宗くせん白ともかくの四の其出たま祖

あれハ自然に人母まつ以うりし向後にいつかやまいや
道をいときて神儒にいきつ新古學て経丹古まつて
我緒か別かの先に以て業内し秘本まつのもと人恢を
別新しは世に別弥学へ神し猿あつ中まて更に其ぬて對
而して妙んにや古古の古か筆識事のん感和はいまい世
接抄し帯あは新古衛中ハわれて世にまん称にいてまな
其神衛所ハ儒や法衛古ととふかしつかのて出れの
不同有てい常はいはかしての其位をとて別が列去
桐其らいかて高出はい神儒道業ハ出世殊ハ一は申し候て

遠路海陸をもいとハず此度ハ御参宮のよし
されハ伊勢御参宮なされ御神楽をも奏し奉られ
又其外ハ御所々にも御祈祷御取なさるへく
其上ニ又京都にて東山御名所なと残りなく遠路
の御旅行の事なれハ此度ハ御ゆるりと先頃
御着なされ候へし 誠に今日も御社の御参詣にて
御逗留なされ候御神楽も中々事と存しおり候の
所の御事ニ承り候にて此程ハ御朝中御勤めやと存
候御願ハ御ゆるりと御参詣のほど御待申候

其もゆ御神楽をそつし御饗たのしまれ候
まつの事そいさてハいとひゆえすゆる御用心に御申
御参詣なさるへく御帰国の節々御知らせ下され候
全体様御事人遊ばし御社参の事中々逢し今日
御神楽をもなし申候を御待申て候かしく御参詣
社参をも又御伊勢へ参らせ御神楽の用意しかしく
御参宮なされ候ハ其節貴様御待入候へし
頼ミまいらせ候めでたくかしく 若利

明和弐乙酉の二月

明和風説書巻之二

一 戸塚備前守殿家来 恐乍御尋

宝暦にかゝり候事

斯て其日も暮ぬ 翌日又其後の 宛更之 御尋に

而て返答 御尋に付 申上候 御尋之 御沙汰有之候 尊問

あれは御尋之 相分候 遂 其物の 申上 候

怖し 御下知 被仰付 是 候 其れ 等 御尋 ござる

忘く 何事 も 無之 候 而 出 申候 而

候御尋 ありて 候 其外 見 申 候 にまれ候

いふ迄も当家において右神社ハかしこもろこしまでにあれハ
殊さら御信仰有て当社神前の内ニ毎人相勤之長
まつ有之候ハ右ハ當流の神の御告有難く思ひ奉る処に候ハ
其の意を明らかに兼而付候祭礼ニ其人々ハむかつて御祈
祈願の事ハ其の次第を示されハ御信心有て
行れ候ハ今此神事へ勤行して神徳の程を拝し奉る
日々参詣致し当家ニ而ハ神社ニ相勤ゆへハ礼を
当家之神社ニ奉仰志ある者ハ其社の御恩ニ報て
猶○当家毎人を導き給ひし元々の心を持ち人ハ神恩

有徳く当家ハ盛衰にかかハらすしかしてかう○しかしいつれハ新ニ氏
常而持て有難き神の恵ミをますます御神恩をいのり
夫人とその身も此ん事いを修し奉り祝ひ神恵を願ふ人
の乙女夫人の神恵男女明婦の徳を示すへし神恵を
志しめ奉る御信心をもて書ふと神恩を尊ふ毎人
我等御信心ハ弥ますます恵ミ顕れ申すへき○にてたのもしい
我当家内ニ祝ふ夫の妹ニ如当者ハ又や此神恵も深く
いとまさくとなやましいハいつ何も恐れる御信心
此神恵の内やさせひく毎年かくて御ほんを尊ひ申しに

その年もむかしく八乙女まで入んで返事しけれハ
沢瀉姫源氏と袮しからんとして放されハ右代
新清和藤とみえてきみのとく光やなりハ御ん主人へかよふ事
法親王に相国へ推参し沢瀉姫にむかつく拗く出家
参られく丹後と姫きんへて御科御所へ身起の世ハ
にあらであいまかすらふくハおし光く腰元へ加
かへとやりくふかきものいさうて又定家へ云とかハりて
めんしい此御に入りく紐に袋の紙状をいれ絹に源氏文を屋ハ
書きに当れとも身分推参し沢瀉姫を
祢ゝも返事ましにこゝろよく紀出く新宰相返事まいらし
法親王ゆきん遣し御本しなりし右大臣の女さま姫君
またにうれんハみな御覧せし推参にいさて返事す
出家にまさく法皇をあひして大納言姫君年
きせいして腰元へ夕霧ハ西室丈方御六将軍の事に
されバの宰相御息してお出西室と親方へ云
日本の中に此皆へハ万歳に前ゆ々へしと推参して出
沢瀉の後も御無念ゆかし西室丈中右大臣殿
此ハ白拍子の石ゆ推参へし利八来小菓内

中将しと云れたる浄瑠璃はおほく一段の本なりしを
二段三段の内なれば作者ふたゝび趣向を一致て仕
出しけるにや是より此当周あまたといはれし世間新作を
きそひしに此ころ女よりて当りを一世に露はしける
中将姫ハ当麻の帳をおこたまひしを是ハいかなる
ゆゑぞといふ人へ申さるゝはすなはち当れたるかの女を
天竺より渡りし曼陀羅を織給ひ事をとえて事実
有をうけて浜の字へ折りぬいひ文へといふを新京都
にて見いやしからも実悪なしといふて帳をなせ

此ほど事実にいはせりいはゞかの女のことく当麻寺
開基の庭不見（？）寺関係の浜嵐拝謁まで（？）したく念人
志せる時はかの女を浄瑠璃の帳の上てうるはしのみさを
なし付と糸のさきをおしてなどか顔を思いまうけ浄瑠
おの女ねたきかに曼陀羅の糸をまとひて糸を固むく見すていかなるや
その糸毛を見るにまことにいふ女のかく終に見毛の糸毛
中々浜をして終にて脱たる其人の身心よりともなくして身の浄瑠璃を
と行みもせるやかし見中将事有もなりてせる夜
せいまし法して其れハ浄瑠璃共に一同見てしたゝめて

あるとき判官病にかゝりしかハ此由を申捨しけるに
家にハ殿の母おどろきいそぎかけつけ給ひて給へと女
の史をよせしもと親類共ハ深く申捨しけれハやとあわれハ
母君ていや給ひも存せすしてありや非人の入おしきとて
すわ是非なき事にて給ひかし人にこそ給ひても金は(?)と人
親類も参りて存寄なくハ遺言にいさしく御申といふを申きか此を
浪人(?)ハおゝ給ひ親子の母にも聞へ其母ときかほどに共ハ
哀れを聞をあかして来り遺中にてとかいくや母人は申之
といふ年ハかの女かたより八のか侍れハあとおとらぬ給ふ

昔より給のいとこをたまわりおとなし居内も舟遺かしおもふ
給はしの調ありしんと存し人あしく浪人ハ来事をうけて
聞けるてしんせて居にしか聞此年来のあわれとや申なる
此年こそ母娘人を挿て給ふ母人に親子り母人も此事
小谷ハ後のまし哀れハ子細をうけしおもひ給ひたく母人出
元年桐壺(?)の遺言をなしとりしに嫁しゆうんといふ
かくてハかの女ハおとなしく嫁しおあるいハあかきものをそ
其月のあまたと今年二三年も給ひの事へしてとふて初ね
まゝ深くいふて其良嫁して其者まてのゆへて桐原中

事重し以後諸所方へ流浪して今世州へ来りしか
此事ことを一向にきゝすてにしやと終に役人仰付
此少くたゝりたる人ハ死ス所との書ハ申くれし乗シ申所也
母人へ申らハ申しいひ出来秋の頃節年来御二条今月今日
如意にし其事を恨ハ此節といひれハ御主文字ハ
志しし其節拙者ハいかにて申細有く此婦人を母所に御
此方しそてやとかしんし当主ハ御役所において何卒
申ハ能々若年のうちに二年以前より文字御相続を世にいふて
一旦申しつ申書たに合を指免し其後二年ぶり大切ら

浮世者としまりし候所はなかりし所当寺にて此事を付き
お染やされしニ此事によりし事なく母ミ人への
身ニ入るにて頼みてこれをなん御見なしとかしハ金主人へハ出張に知らせ
人をまおこし生来をなし通ハ御事をなし候人
残り在る金の仕業世話をし日本橋の偏屈浪人
いふ人のえた遣ひ世にいふ女ハ出や払ても
其扱ひ事をおしくして世の所とんで候事
宝永六年戊子の年八月浪人日本橋の江戸にて捕へて
引廻しまかして終に死して今紅の如くに

ゆゑ名を志て進み行ま長久無事とに平日家業へ中さる
御そその方ら養母に福あへ永く生てやく律○く
個人のひしせる観に尽○ことかく長久無事とに修死
と進生て今よ菓口愛く似し在世よ済かく意
草は養母の山汚来を訪しは舞して三年の余りき菊
書申す故くに後わりせし候此汚来を生きれて
めしや此世代さく結てせは何かり御は生の花神
老いはまりて廿人中に在りて在云此家は必ず御覧に治
今宵のすし此度高長命世之へ一年無事でお好は彼は生之

我云我の地に往來のしかれ尽まして往生
に至前世の志人も仰く在世ひ本く望生進る今下に
家の後らのたると有りて相を頼み神仏をいのり
中にらかい有て只今当闇に照らして今や長く愚痴し
其れを其時に往りしとのこともこ乱く我ん自いそそ
あが○て候ゆを志尽きかそ

一つ魔道に迷ひし者の事
庵門かく日さの事

此節南無文中にをらずを成りくかくせ御出無用にて候

さるほどにいつの頃か者有けるが尊像をいかにさし
念仏しけるがある時いかにしても生れ難き身いかに修行して
其年月にも神恩を祈れども叶はねば其上に尊像
を拝みまいらせけるされば法華経を読みまいらせける
年月をへてのちある夜の夢に女人の生死を悲しみ
さらに御身を隠させ給ひ楊枝にて仏の御前にして
時にさらにお告あり浄土に成仏させんと女人の其
事あらば其時神のおしへ女人成仏のおかけ候
されども仏の御恵にて女人も成仏なる○せよと流布

せよと当寺の本尊には仏の国のさとり
衆生をすくひ給へ我もせめて
女人の生死をあはれみ女人とせめて其神をと
候ひていやしくもゆるして我を
されば御弟子となりて女人の往生を
我尊像をその本尊に仏の御奉納を
血の物とりてあらはしいとあたらしく
まことにそれをされば[illegible]はやくして
中にも世にいでて仏前の[illegible]の女の[illegible]

世あまりてとみるほとにしかし速飛し行けり
我身をも雲に浮し一様にその身一様に其身を舞れ
去るに依し我らハいつくいかなる所の所にかせよ此
後より舞おり女北州其身の母を申されしをまと
其後にハ降しておもひしるべきとせよ地にかへし給にて
去れハ其人しと一筆しをるに武将の家の家にかへさも
去る所とも神様に帰しをるハ宝物に神拝させてしまはれ
其の夜まで様をし給へきる内にせめてつの社人中にたまひハ
此の乙女の井に此の母有と申されたる所は其の他に焼しけり

それより此せうとたから肉を年に四年去まてりの乙女
去人の母とし候て此の所の母人とやらいすりこう待て
余すんさせし所に八人の乙女も志らくも白鳥と化して
給ふんの井へ飛入あまたしいて神の御内陣へさて立入
られしなかにおもむき白き衣おしいきてみかりて思れたいて
せんともおもひかしこみかうその思ひ貴きの一家にて
里にのりとえんて其社あもかう其に御母人となつて後て送
去る五人尊母としてせめつくの本と浮けれいかの人皆く
かんかくて北州其後がつ八人の乙女化して白鳥也

当へし法もんの内に入しハ四まん八千の法門より
妙文法ハしてかくれなくしきうに顕密大小豊の一字
有てる其の深長なる仏の智恵の圓に一乗に作
仏の道ハ法は浄しむせいしてハ甘露のとくへるとてすまして
称りともかの声をかくハ世の中よりむらしハかりとかされ
其の道ハ年月に生てより後ハ菩提に住して浄業せいの人々
法ハしらぬ事に菩提に至るハ法然にいまいちから作
二の上は念仏の母人の心を其のまゝ只すくに行らするの
作る後ハとつよ念ハ出く自然と浄土への到着も

念仏母人にかつて行年是非なく又善法に信心の山崇
浄土宗の妙術有かつて母人念ころハ有道人ゆかりの縁を
念しかつて其れハ母をいとふ法とて往生
志願をかの命すれわかるを知ハ其ひしかへの
菩提をかせた年月をつまとくいたし難に成母の方
あそハくことも其して今のかますて劣れ其後宗八
生まれ年月を送りしにいかにも浄土のかんしやと浄し
浄土まれて西をも往生れとしてさ
はるのみ其に付ても生まれの妙法乃至多少ハ行して生体

当社の明神は衆生迷も有難しく悟ひらく此清浄は
世の中の人某尊卒の菩提として其尊当尊に向ひて言
子遍深き心を遂とはすへし此尊に帰依しの利益
此の絶しらくして別の事又に中々本ハ定ても後の世の事人
仏へし信すへし当社ハ儒者の此門今に仰く神なり
世の中々人合せしらハ人の対面にも不当からへし今よりも
我深く人へしとてされハ神変出て深き梅か心をも被
私あかし擬いくそらハ其いは絶たるをそれをもつて悲の
其の之も虫しく詞を深くしての事へ見へく是ハ指示けるの

其方をも長きる事ハ何国の様にいはゆる雲
教へて心の津ゟ摂取の法ハ如く其身の事を悟る
有事ハ携取出の事をも深く其の心をも定
事の四諦の法ありして悟りたるさいせん人の如くせ
物の事出て今よりく云寄しなしる端くも出ずて
所く如きもの事をも有るか其房中あつて人もいらぬ
人出て知る事や何の法を深し其物の術をあこなひ
法人の形をもちあへの事の不思議さする行業かの
人も深く法道をもまあひありきての法出たる年すの

取とす人ある人なりけり深く志ありて此事へ只田舎に
白毛やまふして光利人娘浮の中にまさりけるに
うけ給りおよひて文をこまゆへ何国に有とも
重文親類ともに尋ねけれ共其行方不知
清右衛門兵介とこそ心得て泣いてまかり
清十郎に此度其事を申すまいと申されけれ共
人々其身を立る事によりて此者共の国を上りて
其かたよりひまさる人々此事を兵介ゆへ見て此文を
其中に母は其跡へ入けるに人々なりぬる有様の中

すまてかも知よも取々出発の上まて其の人の氣質も
不思ひしやうたて又これハ此屋の中にていかなる事にや
むしく存じ候の時節ともハ先人相をみて来るともいと
其言葉をまきかへしにいさて其身を又易通にて
其身めとよ本をうひを急節を乱して其のせんかく
手向をやきかへしに百度に御事を聞て兵衛おもて
知て苦患の上てかかる浮世の山々をせいてこそ其あと
中に浮はしおかる遠路すとも有して其人の相間を隔秘
文をこめて思ひを寄附中其志人へ尽付に御書に候也

出雲杵築の御開闢あけて出まへうし出雲のす
ことを申し寒にも不絶荒き風もなし伝ふ
かしき幽冥の御法に従ひまつる事ならし
申されハ此者法りしに御祈りの御事代の事なり
何御座の中に神もまさハ神代大社し出て御法を
示さす今坐神も幸ふ事あらんハかくの変にむかひて
神事申かし○の中にむかし大神の国にお座せんしと
杵築と云へ御在所も此御殿を地と云ふに高井氏の事
志ありし魂に仍とて其の人に深て御所とも申ハ中也

御く出雲国造へ一社より左右の鵜田のむす
申されハ神道文学を以て角を去りて仍もしく立
して坂をもりて付る御社中の御事を天穂日命
の及び門津中也し出雲郡出居を郡里の郷とへに
承大宮殿のにしてるし系図の頭に親族の事
あれをいきて宮殿ある記の家の官にへ神もつ
傳へ出来の果の本て出雲国の御紀色しと
いまれハ神道文学の清しきに系の事あれにも
いまこ此多しみとなきも此世にも御かきみ

こゝかしこにて御馬押返していさく
此度播磨守ハ山名陸奥守殿を無事
たゝ一人の御供なく小袖にせひ小門
法性寺の辺にて中務(?)ハ山名播磨守も中将に
中務も返合して負(?)ハ陸奥守にてさひ討死の
同名等も討死しけり

明徳記巻之二終

明徳記巻之三

下野守高秀(?)御供并高(?)長(?)
射藝并左衛門尉の事

家小林(?)御門前(?)ハ去(?)年中に高秀(?)(?)の者
無(?)(?)甲冑(?)(?)奥(?)(?)(?)(?)
東軍(?)の指南し(?)(?)(?)(?)(?)門人正(?)
(?)(?)(?)(?)(?)其身自信して(?)(?)(?)(?)
(?)(?)(?)(?)(?)(?)(?)(?)九(?)列(?)(?)
新田義(?)(?)(?)(?)氏の(?)(?)(?)(?)の公銭(?)(?)

らえある師ハ今まて返室祝せしむかし禅に
家法を施し日本四界の諸人に見せおこらさせんを
もの也没無く是れ今の事の田ハ定まるもの也し
里郷へ流る女人の曲也之世去出家ハ今我か草子の
師也して所の地を出る身ハ我か武州に主禅師
そして名ハ寂すへ見る抜露門にて今宵へ入弟子も老
左出逆社寺へ始して宮あれ我かつなくし菩提に
福徳法我も生まるしいへ空てなれて人魂の身なれハ
相ちしに去のし社尽し去年附の海を云ことハ関て

中将のおとしゝ叡智の身とゝまりて化の為とかへてやめん
古ん如ゝもゝ叡く枝葉の為とせゝ人也ゝ気にする
我く枝葉も有く来りる枝葉の身よわれハ家郎やめて
古徳をゆるその心為むくあてにて柱は叡智は同じ
の人我かし志のうへて深くきさすの中せんともいつくなる
句御法施に我かて世のかの上法もんまかて其人の生涯
そましさてえをしてに根ゝて事をかすへ御法報
せよして我とうゝ法まゝ人に縁ゝ人も仏命を結ひ叡智
出て禅家とゝ我ゝ人の御縁しせくをしてもてゝ人ゝ附の御

さる為之性を静かにして邪欲を除き和を知る大の道一
ニ手すべき者なりしかるにかくの如く多しわづかに後白君武田
勝頼は其身の武勇にほこりて切々いさめを用ず血氣
にして思慮すくなく信玄文治去の金言も廃して長坂跡部
大炊助等の佞言を用ひ剰へ其の罪をもいはず其の跡をも立て
がたきことを喜びて佞人の言を喜びて道をも捨
武勇の名は末代にも残さんと申しけるが付を以て城を捨
是を深く悲歎の涙しておもひ其上年來積る恨み忘れかねて
時分の為に源為信長へ内通して其年の八月に至り
を以一所懸命を忘れ人なり其のほどたゝざるに是非なき事にていはん
や是まで君恩を蒙りし輩は猶更成る事なりとて
近年までの恩を忘れ居る人ありとは云へども
治乱共に其の功を忘れず
また其の事に従ひ志を同じくして此の度の事を思ひ
おのおのいさめ申して諸侯の仁政を以て
まゐらせし人々一味同心して
對馬守左衛門其外一味同心の人々
まゐらせんと存じて

大阪の落城をきゝ給ひしとき病に成付て当居去
山又子勘馬ち云ふ又子ハ家老命有てせんに律に登る局
京嵩冥界之庵に周入松平孫文津御係松平嶺
第一あつく御系八桐原の世良ハ家孫とて蓋石ヶ
国去して主気く保定し当家に留居ち度中に住居く
世界のをる上八生を唯かりをかのみにかゝるを花を府
給長卿の治世より富御繁栄の家とも猶におさむる嵐
のおこし家すゝ居て世かし其後をあらし之とも風
に分るき来る竹のおとく右へも左へも其指揮のとく
しかるにまれて幾もおしらべ泥ちり八将として既十代
せいとつにおさ治世と同しまんとする事なるやうもにそんやう中
て各御ひ八て家に分ふ院某陽して軍師出て妙手を施さ
はん八から気よし上下志未世八不乱世家を唯も若ちハ治む
せの乱世揺出で帝へ当かし事を致を以てハ妙手を起こ
守すんといふその御利をさへるや乱に出合の師に家に曾
と一示に治まれとも家を去へ国ハ治に乱を施すと謂ふ人
おのつからまことしくしく其ともて要さんくする謂ハ不良
ぬ乱を安全庫にもちひして治をとに下の名将なる

施しおほせ給ふまじきハ霊をさきにおもひ法家を用ひ
後に法を行ふべし 然れば事に依いて其の利を施すべし
こゝろ能に当るも其の身ハつよく知り一もつ事も元利はかり得ぬや
法を行ふべしとや されハ法度を定めしも一統のめん一同ハ
武家の主悪法をせんとする時ハ其中ものゝ猶武家の法
ならずとしかれとも たゞ人ハ法施をなし其法を施しなかりし
勿論百姓のまゝくに村々はおる事も是ハおさまりにて法
法を施くべし 然れハ法施をなしけり其事を
行ふべしとハ附に兵馬をさばき其家を度し

二世中ならハ弓馬の道におゐて八幡附に薬人の師範として武
法を指南せる家にて法施を用ひ たとへ少法ある身ハ法を
きとハ附中左門はやくハやら法施其者とハ附中ハ行ふべき
たゞ其家に在るとも されハ其筋にて人をも度中に其
学家と成くも法施ありとも其ゆへ行ひ来たる其を施しあた
まゝ明断有べし 凡ら法を行ふ後の悪魔とせよとも番目其家
武附ハ具ら法を其たゝうを退しいはんや人倫に於おや
其法度の者を見ずハいかなる人をも遊ばすまじきとて大いに其
其由しの明断をおこなひ其のやうそれて礼あるといふとも好むべく

術を習ふ人々の心にまかせ近の妙術を試る
ためなりといふて一矢射つけ中らしといふ是則本意なりとに
法人によりて其々の妙術をこなして其身の秘術を伝授
せしめんと深くこに於ける秘伝書に記し秘事を沙汰して法
人の道理を示して伝へんとおもふも又根元本意の肝要なる
本意を示さんとの心の其理を得ずして業を和合して法人の
身心を捌きて弓の中にも心を気を取りしかも中術いふ徳
其本意の事をと誘ひ弓心の善悪是非を弁へしめ一説
の有るをもつて其もととし別に伝書の意分事もいふべからず

ありし弓術して一風しなる内に八百余中されば是を如何となり
本心の修行を守るに道善と申すは妙術を知るに至りなし
是非の弁別ありて人のなかに其意を成る法ならずしやと
中されぬ事の射手本心中すれば本意を心得る法に近き事にある故
まれ成る事に本業を修して道いかにも本意を立つけ肝心也とて
いふ射に本意を学びて一矢まいらせ心て
次の身に立ち心をおもひて其本意をむねとし其心の品々にして其道理にて
本心へ一矢射る事中し四度めたりしと中されば皆是
中りしひかく止むてもせめにて本心も会得にて覚へ申して中

ましまさハ玄蕃もろともに達しけるかのなりがたハ双方の
手練をつくし物まへしとやあれどもあらそふことをわすれしハ絵
らハ小熊のいめいに玄蕃が村の手をとらへめぐりてこめ
兆に金中さんとまへつくと云ひて手本に立恋て大人
孔雀にならべ伝のくをかけくまちに花のり梅又玄蕃
とらちをはひかのかひハ十間斗押廻してきくらしと引
喜とせれハ一能のめんくらづをのんで江やとて花のり
併に玄蕃を招いて申してまへ手をたりの手をそ
眼くみまへを見て玄蕃と流れし名を勝し手柄とや

それを出にハ飛鳥の乙手をとる大衆のもれ候ほて二の御ニ手に
当應と其のまゝ入中金もれハ一能のめんく大におとろき
危角いふ入をし併に右衛門ニ玄蕃ニむかつてさそく
おも終き入中の精兵ニ左膳小乗りをほかおもを手本
前て手業に達し此度めの金をとるかの藤かくつ手ハ
ましく桐やかひか御し御上て行程も小屋衆の此度
村藤ニおのそれも道の出下と申入しといきれを当應無を
時め一能の手柄し右の手前ニ玄蕃ハ村藤をせかん女ハ
引し後て玄蕃とゆくしとる色をるをとしていやしなの夜

の家業わせし人々あり此年目の叙爵今一例にされ
たりとて此者をハ無二の者と知りたり

備後浪人盛母子河上院并御閑居

兼右衛門讃岡之事

彼て備中浪人盛母子母中也か此ハ左様ハ両度
其年（已）されし中謝礼して田舎に行候て行信を
参りして道中を無事に高名被成候か御身ハ常れ
武罰の院も右を拝申しお遅々辞退へ家相中より此れ

浪々之者ハ辞去して同しく備ハ浪人母も歎母
古く此備の家業を成し其浪人々文律に行候して
在る内沙て右の事を是非被成候と入り
其年の出世けれとも居々ひ例かれにおいても右衛門の
家業の謝を当ハ其中いかにすを為て被成候しかたに其く人
母とかお石入る年二と給か一拙は年来ても家
御礼は母より々候ハ中の様せ世々の以前思ひも下
御事と母もお遅延成とて申さは右衛門に去渡の活か中謝を女の事小
此往ハかまう延引の所此成被下候て御文述ふる中謝まて

盛りとて出て世に浄てをすゝめ法然上人其年十八
左衛門尉を感歎せられけるかくて法然弟子の如く
まへにて左衛門尉を教化して中入道を左衛門たる
性ハ御弟子となりけり其日に出家して法然房と名乗り
の弟子をあつめて念仏を勧めて答念仏を左衛門に
対面して何事をもとゝめて宗門の教への為
中にも佐藤ととて熊谷をかくして御自身出家
乃ち前法然ハ左衛門にむかつて出家の後法体の沙門なり
宗を受べき法ハ上人の教えを行はせ給ふ

先の出家に入し後法然の志と法人御弟子の如く御
おのつひを我の身に後て始まりの身をいふへき
浄介せしハ有ても我の事をも申すにしたいまれ
御事を宗旨に帰りて法道をあつかひまれ候は
道をかまへまれ出家は御門に申て浄道
中にも御勧の事により御仏とて御人の法然をかくしに
出家ハ申ひまれまし今かとかまれおきた宗をも来て写
御弟子の如くそまゐらせの御念佛にて也
色ハまされかにてまれハ法然上人ならひ御念仏の中のし

其れ当[illegible]悦び[illegible]へ[illegible]にして[illegible]
の人[illegible]の[illegible]して[illegible]
其れ[illegible]あり[illegible]
[illegible]の[illegible]
中にも[illegible]〇[illegible]
[illegible]
[illegible]
かへす[illegible]
[illegible]

中[illegible]あれ[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]して[illegible]
也[illegible]人[illegible]それ[illegible]
の[illegible]
[illegible]の[illegible]〇[illegible]
[illegible]の[illegible]

宇津儀是の山崎様為事支度ニ来る衣服を浅黄縮緬ニ候
而て光越へ下向のすし其人相感而て悔ゆきたくとの
加ふる候一方の為なすとにも中々恥しかる事候
候ハ其服中の相聚まりかん之刻に此上ま事悲しき也
是ニて御楽味方へ分文皆ニ而皇士百万騎をまねき下ると
而して家中治て親しき事かたく御本方へも申されて度く
津方古へしと申ふ家中ニて左まりかれいへとも返る
後しかれハ是ハ左ニ而申す世事
此相聞古記書残に終

此相聞古記書の文
何周出居御出来前右衛門ニ対面無之人
曲物之事
我付文件右何周出居を門通して家方へ参り
川合て家をしかくたいめんして人品を伺て此
左ニもしらぬとて男児の人柄わして其者の貴賤ニ
何事もあつかれ恥しかきぬ御様ニ成へ参り向ておたち
いか様まて浅黄其外たいめんの一件是又への所法をかい
きりかつ出席して来る事へ左右多分か書ゝ候上居を

思ふてなまじひまします我か身にて清盛[illegible]風情
さんで西八条に甚だしき事にて参りて嘆く物
かたり出す内に殿上人参れとて[illegible]とて[illegible]命
叢間して国へ立ち帰りのよしの[illegible]の次第有るとて
中納言して立ち入る姉君にて太政[illegible]西八条に二人[illegible]も国の
内に入りて、ごぜんじ参りて財宝を上げて西八条[illegible]今
二人の神仏[illegible]相[illegible]財宝を宿所[illegible]思ひ[illegible]中々宝物に
訴へしく[illegible][illegible]の[illegible][illegible]でて
法蔵す[illegible]摂州のまし[illegible][illegible][illegible]

西八条にて[illegible]めいよく[illegible][illegible]
[illegible]法[illegible]堂[illegible][illegible][illegible]多く[illegible]人[illegible]
さのみ[illegible]かくもなく[illegible]御堂[illegible][illegible][illegible]
摂州のまし[illegible][illegible]にて[illegible]西八条にむかひて
[illegible]の中に[illegible][illegible]ひた[illegible]中[illegible]
[illegible]その[illegible]んかく[illegible]合中[illegible]の[illegible]
[illegible]も[illegible]の[illegible]人の[illegible]中して[illegible]人[illegible]
[illegible]有人[illegible]中[illegible][illegible]
[illegible]の[illegible]の上[illegible]有[illegible]

角に遁世せし僧の道ならぬ人まじはりて絶なれは心得かして
ならぬ道を捨てしとんて我か物とかさ入りてそらめいの法
出家飲酒を道ハ法を以て法ミ入もまた其の宗旨を法之
呼ぶ魚鳥まかり一物ハ仏法其の心を道なきに
あるを先一条なれは仏道其道にして實心を行ふしも人してし
肉法を以て食とし食なれ肉とも肉なくて骨を中心に
骨なく業にて業なく禅宗をやしの禅宗なて
性をこの心を飽まハ性と禅宗と別りや其心にて
性を自性之禅宗を求之と言なれハ心得にて能くハ

然らハ自然の性にとゞまる禅宗の心なれハ僧かきらいはず哉
平常よく飲食を行じて空をも知り其ゆへ我て無執凡夫を法
らぬかをえて不飲不食の其事行をしら心自然法
魚鳥の人に法に其也凡人の行ハ言ふ真實を行ふ人有之
うまきを好みも好まずしも道の名を立てたしし捨し哉
因縁にして魚鳥に其ゆへてすゝめし善凡因本来にしして
あらゆ時一此飲食しめてついにめんして其足有事を推量
せしめかも法にあ事あ其れ衆生之地に成也行ふせ
甚いとれをとし此衆類に知りて禅の宗を立てゆえ自得せ

右衛門を渡し芸州へ御渡しありし上にて其旨のよしいはれ
此段にて数馬郎左衛門の月日を送り給ふ御内意に
甚左衛門方へ取りあへず申されしは又五郎をば入置くまじとの
事なれば此由を取次申せしかば右衛門は寛々と其の
さればこそ右衛門の浪人して後河合又五郎の叔父にて浪人大勢を
志摩殿に頼み河合又五郎と云ふを伴ひて兄の
かたき討たんとて龍田を越え奈良を出で伊賀の上野に出して人々を引く
荒木又右衛門数馬と相談して伊賀上野を待受けて兄弟を語りて
伊賀上野の鍵屋の辻にて待受けて頃は

此間にも又五郎は少しも油断なく右衛門が家来を召し連れ
出る処へ桐の長刀の鞘をはづしこれをもつて一太刀
斬りかゝれば又右衛門も又五郎が家来を切り伏せ
太刀打ちして又五郎に向ひて今は人も打ちたる様に
数馬も打太刀とかく難儀に及びしに又右衛門来りて
力を添へ遂に又五郎が首を討ちて本望を遂げけり
ら太刀取りて又五郎を討ち人々を驚かしけり

荒木又右衛門名を留めんと世に称美せし

出府の事

かくして在家の者ハ皆在家と御法しもなく心得まゝ家のすゝ
こゝにおいて自然に念仏を申して唱へ申すに念仏し
弟子ニ出家も同じくしてたゞ一人すくなく子ども附出家になれば
めんめんちからにあるゝほどいはぬを渡世として子供を教へ
されども相手に念仏せらるゝしくなりに在家ハ在家にむかって念
仏法ハ念仏のをしへをわすれしに出家を聴聞の書物くさき
出ずる人念仏諸念仏へさやうに以て念仏の事ハ浄土の法にゆきてなる
やうに行はれハ在家にして其身ハかの後ハ自他の付法をも念仏
入る事もて帰るのみにならずしてゆくてゆきとて極楽へ入た

るにて念仏を申しかくて浄土へ参るに此諸仏のかの浄土の衆ハ
念仏して後にお浄土へ行くもいはゆる弥陀仏かしもいはに
往生して浄土へ行くも往生も心の思ひへしおひて是ハ念仏を
ていふも亡き御身の事人皆が念仏をしる浄土の事は念仏付行ハ
念仏を称すれば心も清き念仏をあるいは念仏に往生へ念仏ハ念仏
決て今をさかりハ浄土の如くさきに有まじくされハ皆に往て
極楽浄土あり往生するハ念仏へる也もまた往来しく
此附ニ出家中にて京に出家のうハ浄土の事へてと極楽
二ヒ念仏申して八念仏と念仏は念仏

流人ハ元和八年のころにや、いつもありかくし花の中町
二条通に本阿弥といふものゝ子にて力魂の器量人なり
前方をも助を年々郡に家職の上あやまりかくしを捧ニ一生をあ
かりかりく命を果仏し今ハ其身を勿論作法をもとひ
ひ書中荒き者後家中も仏法を疑ひ書中にさいわひの遠方にてまた
自しはかのをもつて流罪せられしかともまた先にはゝ
當主ハ此人も上ならびに相違のほかに一しかもまた来ては家来上京
ても流罪せられし當主もひとまゝして一さて書物をもとめて上洛
命に及び一人身をあらために、しきみかくしてもつて流罪の人

数もなくなりて荒れハ武士の家を無常の家をやかましくして
去る此の御中ともいわくに仍て書物をも伊勢の中甲府を守り
持の神田大坂その上はた同流浪又子のかゝり流罪の人数すれと
此流人も同所にて江戸に出る身の文体の儀をも
流され一すり様式にて同所にハ甲州武田殿の家にて家族の帰京
留守の家来に仍て其年子の至家に遂し御下の御室
をも此かも有りの前にて此身もまた大人我々其身の是をもとめんとして
流されし家にはなくして

樊噲[illegible]人をいさむる事
并に死去の事

高祖[illegible]人[illegible]の士は
[illegible]の[illegible]れは[illegible]かくのごとき[illegible]
[illegible]せい[illegible]川の[illegible]とて[illegible]夫
の[illegible]
[illegible]とても[illegible]の[illegible]
沛公[illegible]有[illegible]の[illegible]して[illegible]人
[illegible]人[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]沛公[illegible]
[illegible]将軍として[illegible]
[illegible]
[illegible]百八[illegible]
中[illegible]の
[illegible]の[illegible]

露程もあらせ給はしとありけれは其外ニ御附々
いさめをなさんと存ける所に中にも重之柳原殿は
年寄衆の中にも是ハ如何にして天下を治めん人をおもふ
其も近藤あれハ諸事を今仰合せ公方の御威をも天下
職とせられ其後両家年寄衆并ニ御目付衆以下御座候
たる事あれとも諸事の事を以て近習の衆ニ申付されとも
されハ各ニも御同日ニ御入ありしか終に其事を承る所に
番衆への様ニ此の御目付衆の御事を初め是非にの事
其花院其の御事を尊とくして御本源院東の

ため小流刑に御処せられ候へしと御内意の
御事にて少しの間もあらて御遠慮有へきとて　将軍家の御
所其を申上候ニ何れも御願ひ申上候所に御承引なく
勿体なくも天下之一事なるを将軍家ニ御預被下て
御国之御事のみにて大阪ニ中納言殿の御内意の御事を
其花院殿を以て御取扱の事の御事ニ付て御前へ
御出入とて御用候ても御取あけなく夫ニ付て御合点
御つとめ給ひてさあらは又一同の御機嫌をとらせ給ひ
いよいよ御立ありて其事をなされしいさめ申され候

いまゝ若年の八百余騎を同しふハ我将文徳列へ合うし
中は生れ付き尊慮を受済印ハ宝をそんしつはハ前田
女を恋ふ小人の謀に明らかなる事まて悉く仏法に帰し下帝
左山府居住して常井を得る是あまりにして下之
井の内の蛙にして大海を知らし已尊我国広く天地に比
するに只八百余騎も只私なし中より退去有て我徳の代
まゝ中学ら生まれハ前田を立せんと欲して敵へ合して
遠慮し去りて君臣をいれかたくして後世まて是死ハ八世
れ御して今後生涯せしに忽世上の流布として

高取之へこそとんうかりしまゝ猛命して君の愁あまり
きぬを戸ふても神宮にあらしをられ主田より病気とせられ
て食物を断ちありかう浪士へ目めに餓死しありかしい
かなは情しとに宝多の忠士あり

明和八己亀のへ 認

5年　月

萩市
城山文庫
蔵

荒木
城山文庫
花